図Ⅲ－１ 本県におけるクマタカ保護対策の基本方針

《5つの柱と20の施策体系》

1．総合的な調査研究

- 生息分布調査の充実
  - ・県内の分布や生息数とその動向に関する調査の充実
  - ・定期的な調査による長期的な生息動向の把握
- 生態研究の推進
  - ・繁殖生態、巣立ち率、行動圏、移動分散、生息環境、餌資源量等の把握
  - ・代表的な個体群の生息環境利用(環境選択)調査の実施と生息地適正及び潜在的生息地の評価
- 個体群の健全度の把握
  - ・生体等を用いた栄養状態、有害化学物質の残留実態、遺伝的距離、死亡原因等の実態調査

2．個体レベルの保護

- 捕獲等の規制(密猟防止)
  - ・営巣地における物理的(営巣木ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ設置、等)・社会的(取り締まり体制、等)な防止策の強化
- 営巣妨害の防止
  - ・カメラマン、観察者等による営巣活動妨害の防止策の検討
- 保護増殖の実施
  - ・傷病鳥の治療とリハビリの推進、保護収容鳥個体による人工増殖への活用
- 有害化学物質の規制
  - ・環境ホルモン等の種類と蓄積濃度の把握に基づく規制措置の検討、除去のための技術研究の推進
- 調査研究の充実
  - ・傷病鳥の治療法や野生復帰技術、人工増殖技術に関する研究の充実

3．生息環境の保全・復元・創出

- 環境と共生する土地利用の推進
  - ・環境と共生する土地利用の展開、クマタカとの共生を目指した土地利用計画・規制誘導方策の推進
- 保護区域の設定
  - ・法制度に基づく保護区の設定及び保全重要エリアの公有地化
- 多様な生息環境の維持改善
  - ・猛禽類以外の野生生物の保護と積極的な生息環境及び営巣環境の整備
- 開発行為等に際しての保護方策の推進
  - ・土地利用及び各種開発行為との調整(土地利用計画)
  - ・ミティゲーション(生態学的補償制度)による回避・軽減・代償策の導入と活用の検討
- 林業の実施上の保護方策の推進
  - ・天然林の維持回復、持続的林業の推進、直接補償制度の導入検討
- ビオトープネットワーク化の推進
  - ・生物多様性の保全と持続可能な土地利用に向けた施策の充実

4．協働システムの確立

- 国や他の自治体との連携
  - ・環境庁や隣接都県、県内の各市町村との保護の推進に向けた連携の強化
- 庁内推進体制の充実
  - ・保護部局や開発部局等の全庁内の横断的な保護推進体制の充実
- 各主体の協働とその仕組みづくり
  - ・NGOとの有機的連携のもとに行う各種の保全活動の実施と保全管理体制の充実
- 人材の育成
  - ・猛禽類保護に取り組む人材育成のための研修体制の整備

5．保護意識の醸成

- 情報の収集・管理・発信
  - ・猛禽類の研究者、観察者等からの情報の収集・管理・発信
  - ・自然保護部局や自然学習センター内などへの有識担当者の配置
- 普及啓発の推進
  - ・猛禽類の保護及び生態系の保全と多様性維持等に関する県民の理解
  - ・保護や保全に関する県民の合意形成のための、学校、地域における普及啓発の促進